

名寄市医療介護連携 I C T 協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 市民が疾病の療養又は介護が必要になった場合においても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「地域包括ケアシステム」構築の方策の一つとして、情報通信技術（以下「I C T」という。）の活用により患者情報を医療と介護で共有化し、名寄市における医療介護連携の促進や地域における包括的な医療・介護の支援及びサービス提供体制づくりを推進するため、名寄市医療介護連携 I C T 協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、別表の関係機関・団体から推薦のあった委員をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

3 委員は、再任することができる。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 医療介護連携 I C T の運用に関すること。

(2) 市民への医療介護連携 I C T の普及啓発に関すること。

(3) その他医療介護連携 I C T に関すること。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長、副会長各 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、協議会の議長となり、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第 5 条 会長は、次に掲げる場合に協議会を招集する。

(1) 第 3 条の事項を遂行するために必要と認めたとき。

(2) その他会長が必要と認めたとき。

(専門部会)

第 6 条 協議会は、必要に応じ、専門部会を設置することができる。

2 前項の専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定め

る。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、名寄市健康福祉部こども・高齢者支援室地域包括支援センターに置く。

附 則

この要綱は、令和3年1月26日から施行する。